議案第１０４号

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改める。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

地方自治法及び地方公営企業法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。